

承認第2号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成26年5月14日 条例第12号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第1条中幕別町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の幕別町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) 第1条中幕別町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、<u>附則第5条及び第6条</u>(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>第2条及び第3条 略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成26年5月14日 条例第12号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 第1条中幕別町税条例第82条第2号アの改正規定(「<u>2輪のもの</u>」に係る部分を除く。)並びに<u>附則第4条第1項及び第6条</u>(第1条の規定による改正後の幕別町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日</p> <p>(4) 第1条中幕別町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び<u>第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定</u>(「<u>2輪のもの</u>」に係る部分に限る。)及び<u>イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条</u>(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>第2条及び第3条 略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例第82条第2号ア(「<u>2輪のもの</u>」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p><u>2 新条例第82条第1号、第2号ア(「2輪のもの」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第5条及び第6条 略	<u>平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u> 第5条及び第6条 略